

四日市市告示第333号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した開発行為に関する工事は、次のとおり完了した。

令和2年5月19日

四日市市長 森 智広

1 工事完了年月日

令和2年5月15日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

四日市市波木町字東亀ヶ谷337番ほか6筆ほか

3 許可を受けた者の住所及び氏名

四日市市波木町2229番地  
アスター株式会社  
代表取締役 杉本 悠真

(都市整備部開発審査課)